

社会福祉法人 厚沢部町社会福祉協議会旅費規定

（目 的）

第 1 条 この規定は、社会福祉法人厚沢部町社会福祉協議会の理事、評議員、各種委員及び職員等に対し、費用弁償として支給する旅費の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

（旅費の支給）

第 2 条 理事、評議員、各種委員が理事会、評議員会、各種委員会等に出席したとき及び職務を行うため旅行したとき並びに、職員等が職務のため旅行した場合に、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、次の各号による。

（１） 理事、評議員、各種委員は、厚沢部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第 3 条の別表の額を準用する。（但し町内の日当を 1 日当り 1, 0 0 0 円とする。尚、定款第 1 2 条に定める監事による監査を実施した場合は、1 日当り 2, 0 0 0 円を支給する。

（２） 職員等は、厚沢部町職員の旅費に関する条例を準用し、別表第 1 行政職等の職務にある者の区分を適用する。

（委 任）

第 3 条 この規定の施行運用について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規定は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。

（H 3 . 4 . 1 改正施行）

（H 1 5 . 6 . 1 改正施行）

（H 2 1 . 4 . 1 改正施行）

（H 2 8 . 1 0 . 2 0 改正施行）

旅 費 算 定 表 （社協適用分）

区 分	鉄道賃 及び 船賃	航 空 運 賃	車 賃 (K当り)	日 当 （ １ 日 に つ き ）			宿 泊 （ １ 日 に つ き ）			暖房料 11.1～ 3.31
				町 内	町 外		町 内	町 外	道 外	
					江差町 上ノ国町 乙部町	左を除く 地 域				
理 事 評 議 員 各 種 委 員	実 費	実 費	40	1,000	1,300	2,600	5,000	11,800	13,100	500
社協職員等	〃	〃	40	0	1,100	2,200	5,000	9,800	10,900	500

（参考） （厚沢部町職員旅費に関する条例 別表第１）

旅 費 算 定 表

区 分	鉄 道 賃 及 び 船 賃	航 空 運 賃	車 賃 (K 当り)	日 当（１日につき）		宿 泊（１日につき）			暖房料 11.1～ 3.31
				町 外		町 内	町 外	道 外	
				江差町 上ノ国町 乙部町	左を除く 地 域				
町長・議会議員	実 費	実 費	40	1,500	3,000	5,000	13,300	14,800	500
助役・収入役 医師・教育長 各 種 委 員	〃	〃	40	1,300	2,600	5,000	11,800	13,100	500
行政職・医療職 の職務にある者	〃	〃	40	1,100	2,200	5,000	9,800	10,900	500